

情報セキュリティ等について定めのある社内管理規則等を具備していることを確認することとする。

(認定通関業者の営業所の新設に係る届出手続)

9—1 法第9条第1項《営業所の新設に係る許可の特例》に規定する営業所新設の届出の取扱いについては、次による。

なお、同条に規定する営業所の定義は、前記8—1（営業所の定義）に準ずる。

- (1) 令第2条第1項《営業所の届出の手続》の届出は、「営業所新設届出書」(B—1116)
1通に、同条第2項に規定する書面を添付して提出することにより行う。なお、同項に規定するその他参考となるべき書面は、営業所の許可申請の際の添付書類に準ずる書類とする。ただし、当該届出に係る次に掲げる書類については提出を要しない。
イ 令第1条第2項《営業所の新設の許可の申請手続》に掲げる通関業務の用に供される資産の明細を記載した書面及び行われる見込みの通関業務の量の算出の基礎を記載した書面
ロ 規則第1条第1号から第3号まで及び第5号《通関業許可申請書の添付書面》に掲げる書面
ハ 前記4—2(8)イ（許可申請書の添付書面）に掲げる営業明細書
- (2) 届出を受理したときは、法第9条第2項の規定に基づき法第8条第1項《営業所の新設》の許可を受けたものとみなし、「営業所新設許可書」(B—1110)を交付するほか、前記3—9(1)及び(2)なお書き（許可の公告等）の取扱いに準ずる。
- (3) 届出者から、その通関業務に係る取扱貨物を一定の種類（後記13—1（「一定の種類の貨物のみに限られている場合」の意義）に定めるところによる。）に限る場合であって、届出に係る営業所に通関士を設置しない旨の届出があったときは、法第8条第2項の規定において準用する法第3条第2項《通関業の許可》の規定に基づき貨物限定の条件を付することについて検討することとし、検討を終えるまでの間は通関士の設置に係る形式要件が備わっていないことから、当該届出の受理を保留する。
- (4) 上記(3)の検討により貨物限定の条件を付する場合の取扱いは、前記8—2(4)及び(5)（営業所の許可申請手続）に準ずる。また、条件を付された後に当該条件を変更する場合の取扱いは、前記3—7（条件の変更）に準ずる。
- (5) 上記(1)の新設届出書の提出先は主たる営業所の所在地又は新たに設けようとする営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門とし、提出を受けた通関業監督官部門は、自税関の認定事業者管理官部門及び関係税関の通関業監督官部門に当該新設届出書の写しを直ちに送付する。送付を受けた通関業監督官部門は、自税関の認定事業者管理官部門と当該写しを共有する。

(消滅の際進行中の通関手続の処理)

10—1 法第10条第3項《許可の消滅》の規定は、法第11条《許可の取消し》若しくは第34条《通関業者に対する監督処分》の許可の取消し又は許可の条件として付された期

税関様式 B 第 1113 号
平成 年 月 日

在宅勤務の開始・終了の申出書

税関長殿

申出者

住所

法人番号

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（署名）

下記の従業者について、在宅勤務を開始・終了させることとしたので、申し出ます。

記

氏名	
在宅勤務場所の 住所・電話番号	
開始・終了 年月日	
通関士又はその他の通 関業務の従業者の別	
所属する営業所名 及び所在地・電話番号	

- (注) 1. 申出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
2. 開始又は終了の別に応じて、不要の文字を抹消してください。
3. 「開始・終了年月日」欄は、在宅勤務を開始する申出の際にはその開始年月日を、終了する申出の際には終了年月日を記載してください。

(規格 A 4)